

生産緑地指定希望申出書

年 月 日

(申出先) 茨木市長

申 出 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第14号の規定による生産緑地地区の都市計画を、下記の土地について決定されたく申出します。

記

1. 所 在 地 茨木市 \_\_\_\_\_

2. 面 積 実測 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (公募 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

3. 位置及び区域 「別添図書のとおり」 \_\_\_\_\_

4. 権利の種類 \_\_\_\_\_

市受付欄

5. 他の権利者

権 利 の 種 類	権 利 者 氏 名
所 有 権	
対抗要件を備えた地上権	
対抗要件を備えた賃借権	
登記した永小作権	
抵 当 権	
その他 ( )	
その他 ( )	

6. 申請者の連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_

## ◎指定希望申出書の記入上の注意事項等について

- (1) 申出書は、生産緑地地区指定を希望される土地（以下申出地といいます。）1筆につき、1枚を使用してください。
- (2) 所在地欄には、申出地の地番までご記入ください。
- (3) 面積欄には、申出地の実測面積をご記入ください。ただし、実測面積が分からない場合には、括弧内に土地登記簿謄本に記載されている面積をご記入ください。
- (4) 権利の種類欄には、申出者の方が申出地にお持ちの権利の種類をご記入ください。
- (5) 他の権利者欄には、申出地について、申出者の方以外に他に権利をお持ちの方で、左側権利の種類に該当する権利者の氏名（法人の場合は法人名）をご記入ください。  
※その他には、先取特権、質権等があります。

## ◎生産緑地地区の都市計画決定について

生産緑地地区の追加指定については、都市計画運用指針に基づき対応することとしており、このうち、「地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により指定することができるもの」については下記のとおりとしています。

1. 将来の公共施設等の敷地として適しているもの
2. 土地区画整理事業、地区計画等により計画的なまちづくりを進めるうえで、生産緑地地区指定が必要と判断されるもの
3. 交換分合等により、新たに一団の農地が生じるもので、生産緑地地区として評価でき、将来とも保全する農地等と認められるもの

ただし、生産緑地地区の都市計画決定には、農地所有者その他関係権利者全員の同意が必要です。

また、生産緑地地区の都市計画決定後、公共事業の施行等に伴い、決定した都市計画が変更される場合もあります。